

平成 27 年度九州考古学会総会議事録

日時：平成 27 年 11 月 28 日（土） 16:20～17:30

場所：西南学院大学コミュニティーセンター

議長：宮本一夫会員

I. 一般会計事業の活動報告と会計報告及び来年度活動計画・予算案

報告 1. 平成 27 年度学会活動報告

1-1. 平成 27 年度活動報告

平成 27 年度の学会の活動概要（運営委員会日程、九州・嶺南合同大会、夏期大会、学会賞その他）が辻田淳一郎運営委員により報告された。

1-2. 平成 27 年度合同学会実行委員会活動報告

平成 27 年度 1 月 31 日・2 月 1 日に開催した第 11 回九州考古学会・嶺南考古学会合同考古学大会の概要ならびに実行委員会の活動概要が、森本幹彦運営委員により報告された。

1-3. 平成 27 年度埋蔵文化財保護対策委員会活動報告

平成 27 年度埋蔵文化財保護対策委員会の活動概要（甘木歴史資料館関係、須玖タカウタ遺跡関係）が、岩永省三埋蔵文化財保護対策委員長により報告された。

報告 2. 平成 27 年度会計報告

平成 27 年度会計について、山口裕平運営委員により報告された。

報告 3. 平成 27 年度会計監査報告

宮井善朗会計監査委員により、予算執行が適切であることを確認した旨の報告があった。

議題 1. 次年度学会活動計画について

1-1. 平成 28 年度活動計画

武末純一会長より、平成 27 年度総会からの新たな取り組みとして、嶺南考古学会からの招待発表と機関紙バックナンバーの無料配布について説明があった。また、九州考古学会賞について、受賞後の成果を受賞者に総会または機関紙上で発表いただく企画を進めたい旨が報告された。

続いて、平成 28 年度の学会活動計画が辻田淳一郎運営委員より報告された。ここで、8 月 18～21 日に合同学会、11 月 26 日・27 日に総会を開催予定であることが報告された。また、第 10 回九州考古学会賞への会員諸氏からの幅広い推薦のお願い、また、次年度総会時に発行する『九州考古学』第 91 号への寄稿のお願いがなされた。

1-2. 平成 28 年度合同学会実行委員会活動計画

第 12 回九州・嶺南合同考古学大会が平成 28 年 8 月 18 日～21 日に釜山近郊で開催予定であること、また、これに向けた準備計画について、森本幹彦合同学会委員より報告された。

以上の活動計画については、会員の拍手を以て承認された。

議題 2. 平成28年度予算案について

平成28年度予算案について、山崎頼人運営委員より報告され、会員の拍手を以て承認された。

議題 3. 会則改正について

溝口孝司運営委員より会則第5条第5項、第7条について、下記のような改正案が報告された。会員より、会長が職務に復帰可能となった場合についての質問が挙がり、そのような場合の対応は運営委員会に一任いただく旨が回答された。以上については、会員の拍手を以て承認された。

議題 4. 学会賞規程改正について

小池史哲委員より、学会賞規程第5条②・③、第6条①、附則について改正案が報告された。会員より、第6条①の改正については、追加の文言「ただし、『九州考古学』掲載の論文・研究ノートは自動的に候補となる」を②としたほうがよいのでは、との指摘があり、これを受けた小池委員から、他の条項と照らし合わせたうえで改正することが提案された。改正案は下記の通りとなる。以上については、会員の拍手を以て承認された。

議題 5. 役員改選について

溝口孝司運営委員より、故 田中良之運営委員の欠員補充と、昨年度総会にて承認された運営委員の1名増員のため、下記の役員改選について説明が行われた。

運営委員 木下尚子委員 細川金也委員

以上については、会員の拍手を以て承認された。

議題 6. その他

佐藤浩司会員より、城野遺跡の保存問題が報告された。

II. 九州考古学会学会賞・奨励賞授与式

小池史哲運営委員により、受賞者の発表および選考理由の説明が行われた。続いて、武末純一会長により、九州考古学会奨励賞・田中謙会員、同賞・谷澤亜里会員の表彰および記念品授与が行われた。

記

九州考古学会会則（旧）

5. 運 営

(5) 会 長

- a. 会長は本会を代表し、本会が行う事業を主催する
- b. 会長は運営委員会を召集し、議長として議事の進行を行う
- c. 会長は会員の中から、運営委員会が推薦し、総会による承認をへて任命される

7. 会則の改正は総会の承認を必要とする

付則 1930年制定, 1949年7月25日改正
1988年12月11日改正, 1992年12月13日改正
1994年12月10日改正, 1995年1月1日改正
1996年12月15日改正, 1998年12月12日改正
2003年12月14日改正, 2004年11月27日改正
2007年11月24日改正, 2010年11月27日改正
2014年11月29日改正

この会則は2014年11月29日から効力を発揮する

九州考古学会賞規程（旧）

第5条 対象

学会賞の選考対象は次の通りとし、表彰が行われる総会を開催する前年の業績とする。

- ①本学会の機関誌『九州考古学』をはじめ国内外で発表された論文・報告・研究ノートなど。
- ②本学会が開催した総会・大会等における研究発表、および調査報告書・展示図録など。

第6条 推薦および選考方法

- ① 本学会会員は、学会賞もしくは奨励賞候補を推薦することができる。
- ② 学会賞は、本学会会長が委嘱する者若干名をもって構成する選考委員会において決定する。

附則 2006（平成18）年12月1日施行
2010（平成22）年11月27日改正

九州考古学会会則（新）

5. 運 営

(5) 会 長

- a. 会長は本会を代表し、本会が行う事業を主催する
- b. 会長は運営委員会を召集し、議長として議事の進行を行う
- c. 会長は会員の中から、運営委員会が推薦し、総会による承認をへて任命される
- d. 会長の職務執行に支障がある事態が生じた場合、総務担当運営委員が運営委員会を召集し、運営委員会は運営委員の中から会長代理を指名して残りの任期の職務を代行させる

7. 会則の改正は総会の承認を必要とする

付則 1930年制定, 1949年7月25日改正
1988年12月11日改正, 1992年12月13日改正
1994年12月10日改正, 1995年1月1日改正
1996年12月15日改正, 1998年12月12日改正
2003年12月14日改正, 2004年11月27日改正
2007年11月24日改正, 2010年11月27日改正
2014年11月29日改正, 2015年11月28日改正

この会則は2015年11月28日から効力を発揮する

九州考古学会賞規程（新）

第5条 対象

学会賞の選考対象は次の通りとし、表彰が行われる総会を開催する前年の業績とする。

- ①本学会の機関誌『九州考古学』をはじめ国内外で発表された論文・報告・研究ノートなど。
- ②本学会が開催した総会・大会等における研究発表
- ③調査報告書・展示図録など。

第6条 推薦および選考方法

- ① 本学会会員は、学会賞もしくは奨励賞候補を推薦することができる。
- ② 『九州考古学』掲載の論文・研究ノートは自動的に候補となる。
- ③ 学会賞は、本学会会長が委嘱する者若干名をもって構成する選考委員会において決定する。

附則 2006（平成18）年12月1日施行
2010（平成22）年11月27日改正
2015（平成27）年11月28日改正

以上